○ 県宿泊サービス指針(埼玉県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する指針)の主な改正内容

指針の項目	改 正 内 容	参考
第1の4(3) (新規追加)	宿泊サービス事業者は、サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めなければならない。	県独自基準 (居宅サービスの一般原則の準用) 条例第 102 条第7項 参照
第1の4(4) (新規追加)	居宅サービス計画に沿ってサービスを提供すること。 また、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、 居宅介護支援専門員等による適切なアセスメントを経なけれ ばならず、安易に位置付けないこと。	国指針と同じ
第3の1 (一部改正)	利用定員は <u>9人以下かつ</u> 指定通所介護事業所等の1/2以下 とすること。	国指針と同じ
第3の2(2) ①ウ (新規追加)	個室以外の宿泊室の定員は、1室あたり4人以下とすること。	国指針と同じ
第5の4(2) (新規追加)	宿泊サービス事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の 非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければな らない。	県独自基準 条例第 102 条第 8 項 参照
第5の10(1) (一部改正)	宿泊サービス事業者は、利用者の事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者に連絡すること。また、 <u>必要に応じて県等の関係機関に情報提供を行うとともに、</u> 必要な措置を講じること。	県独自基準
第6の1(1) ~(4) (一部改正)	開始届は宿泊サービスの提供開始前、変更届は <u>変更後 10 日以</u> 内、廃止届( <u>休止届</u> )は廃止( <u>休止</u> )の <u>1月前まで</u> に届け出ること。	
第6の1(5) (新規追加)	開始届、変更届、休止届及び廃止届の内容は法第 115 条の 35 の介護サービス情報の基本情報にも追加していることから、 知事に報告すること。	国指針と同じ
第6の2 (一部改正)	公表する内容に <u>利用料金</u> 及び <u>非常災害時用備蓄の実施状況</u> を 追加する。	県独自基準
第6の1(4) 及び附則 (一部改正)	指針の改正に合わせて <u>届出様式(別紙様式1)</u> を見直した。 なお、改正前の指針による開始届を行っている事業所にあっ ては <u>簡略版様式(別紙様式2)による開始届を平成27年11</u> 月30日までに行うこと。	県独自基準 条例附則を参照